

生活衛生関係営業の振興に関する検討会 第1次報告書(案)

平成22年12月9日

生活衛生関係営業の振興に関する検討会 第1次報告書（案）

1. はじめに

我が国の国民生活を支えている生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）は、衛生水準を確保しながら安全で安心なサービスを提供し、雇用の維持・確保の面においても大きな役割を担っているが、その営業の大半が経営基盤が脆弱な中小零細企業であり、適切な衛生水準の維持向上等が阻害される傾向にあることから、様々な施策を展開している。

こうしたなか、平成22年5月24日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、生活衛生振興助成費補助金（補助先：（財）全国生活衛生営業指導センター）が「廃止（説明責任を果たしつつ、政策目標を達成する上でより効果的な仕組みにより行うべき）」とされ、平成22年6月10日に開催された行政事業レビュー公開プロセスにおいて、生活衛生営業指導費補助金（補助先：都道府県）が「廃止（直ちに）」とされ、平成22年11月15日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、生活衛生関係営業対策事業費補助金等（（財）全国生活衛生営業指導センター、都道府県、連合会及び組合）が「廃止」とされたところである。

このため、本検討会では、行政刷新会議及び行政事業レビューの評価結果を踏まえた改革を行うことを基本的な考え方として、第1回を平成22年9月30日に開催し、生活衛生関係補助金については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下、「生衛法」という。）の趣旨を踏まえた政策目的の達成状況が検証可能な効果的なものとするための方策や重点化すべき事業の在り方、全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センターが今後果たすべき役割等を、クリーニング師研修等事業及び管理美容師・管理美容師指定講習事業については、実態の把握や制度の在り方を含め全●回にわたり検討を行った。

今般、本検討会としてこれまでの議論を整理し、本報告書を取りまとめたので報告する。

2. 生衛業の特性

生衛業は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業など、国民生活に不可欠なサービスをする営業であり、衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動している。

我が国の生衛業に携わる事業者の大部分は経営基盤が脆弱な中小零細企業であるため、経営の安定化により、適切な衛生水準を確保することが必要である。

生衛業の事業の規模は、7割が従業員5人以下の小規模事業者であり、かつ個人経営が9割近くを占めている。

生衛業の活動規模は我が国の経済活動の中でも相当の規模を有しており、雇用面でも大きな役割を担っており、理容業、美容業、クリーニング業など一定の資格や技術に基づきサービスを提供するのが特色である。

(生衛業の規模)

事業所	約121万事業所（全事業所の21%）
従業員数	約628万人（全産業の12%）
収入額	約27兆円（サービス業全体の18%）

また、生衛業は、商店街や住宅地などで、生活に密着したサービスを提供しており、町を活性化し、地域住民の生活に潤いを与える役割であるとともに、高齢者や障害者への支援、環境保全対策、災害支援対策等各種の国の施策への協力などの担い手であることから、生衛業の振興は重要となっている。

しかし、生衛業における経営者（店舗責任者）が60歳以上の割合は、厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」によれば、浴場業で70%、クリーニング業で66%、飲食店で62%となっており、高齢化及び後継者の確保難に対する対応が喫緊の課題となっている。

3. 生衛法に規定された措置

国民の生活に極めて深い関係のある生衛業については、経営基盤が脆弱な中小零細事業者が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化

などの影響を受けやすく、衛生水準の確保や消費者保護等への取り組みが重要であることから、生衛業の、経営の健全化、衛生水準の向上等を目指し生衛法により、国として生衛業を支援している（業界の要望をもとに、昭和32年に議員立法により制定。）

生衛法においては、組合による自主的活動の促進、生活衛生営業指導センターによる経営指導等の他、振興方策として、助成（予算）、減価償却の特例（税制）、資金の確保（融資）が規定されている。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抄）
（昭和32年6月3日法律第164号）

（目的）

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（資金の確保）

第56条の4 政府は、前条第1項の規定による認定を受けた振興計画（以下「認定計画」という。）に基づく振興事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

（減価償却の特例）

第56条の5 第56条の3第1項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

（助成等）

第63条 国は、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、全国指導センターに対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

（助成等）

第63条の2 国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に対して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならない。

3. 予 算

(1) これまでの補助金

これまで①生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合の健全な発達と衛生水準の向上、消費者（利用者）の利益擁護の観点から生活衛生関係営業者の経営の健全化を図ることを目的とした「生活衛生振興助成費等補助金（補助先：（財）全国生活衛生営業指導センター）」と②生活衛生関係営業の経営の健全化を通じた衛生水準の維持向上、安心・快適な生活衛生環境作りを衛生的観点から推進することを目的とした「生活衛生営業指導費補助金（補助先：都道府県）」の2つの補助金を交付してきた。

(2) 行政刷新会議、厚生労働省行政事業レビュー公開プロセス

平成22年5月24日に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け第2弾」に「生活衛生振興助成費等補助金」が取り上げられ、「国が何かしらのサポートを行うべきであること、この事業の目的自体には大きな疑問を持っていない。」とのコメントをいただいたところであるが、「廃止」との評価結果が下された。

また、平成22年6月10日に行われた、厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスに「生活衛生営業指導費補助金」が取り上げられ、これについても「事業の廃止（直ちに）」という評価結果結果が下された。これを受けて、長浜博行厚生労働副大臣（当時）から「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律が議員立法により成立していること、しかも昭和54年に補助金を制定したときも議員立法によりなされている特徴がある。」という発言があり、その予算の取扱いについては厚生労働省政務三役で検討することとなった。

(3) 民主党生活衛生業振興議員連盟要望

平成22年6月15日に、鹿野道彦衆議院議員を会長（当時）とする民主党生活衛生業振興議員連盟（以下「生衛議連」）が設立された。

平成23年度概算要求にあたり、平成22年7月30日に民主党生衛議連から、民主党幹事長、政策調査会長、厚生労働部門会議座長、さらに厚生労働大臣に対し要望書が提出された。

主な要望内容は、「①生活衛生関係補助金については、その在り方を国民目線に立ってゼロベースで見直すこと、②クリーニング師研修等事業については、事業仕分けの指摘を踏まえ、営業者の方々の意見を十分に反映した見直すこと、③管理美容師・管理美容師講習事業については、事業仕分けでの指摘を踏まえ、営業者の方々の意見を十分に反映した形で見直すこと。」となっている。

(4) 概算要求での対応

平成22年8月の平成23年度予算概算要求に際し、政務三役で検討した結果、既存の2つの補助金を廃止し、ゼロベースでその内容を見直し、新たに「生活衛生関係営業対策事業費補助金（仮称）」を概算要求することとなった。これに併せて9月中に、行政刷新会議からの指摘である補助金の効果指標と事業評価制度の在り方について検討するため、本検討会を厚生労働省に設けることとされ、第1回の検討会が9月30日に開催された。

(5) 行政刷新会議による再仕分け

平成22年11月15日に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け第3弾（再仕分け）」において、新たに要求した「生活衛生関係営業対策事業費補助金」が取り上げられ「廃止」との評価結果を受けた。

取りまとめコメントとして

- 集計結果を踏まえ、一旦廃止とさせていただく。多くの評価者が指摘しているように、単なる看板の掛け替えとなっている。
- 改革案を検討していることは説明いただいたが、予算要求している事業内容については、何ら見直しが見えていない。見直しは不十分であるという評価である。

○ 一旦と申し上げたが、評価基準や国と県、商工会の機能分担も含めて改革案を検討していただいて、事業内容を見直した上で要求していただきたい。

とのコメントが付された。

これを受けて、出席した小林正夫厚生労働政務官から「本日の（行政刷新会議ワーキンググループによる）審議を踏まえ、検討会で検討を進めて行く。生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律が多くの生活衛生関係業者の方々の声を受け、議員立法により成立している経過も踏まえ、年末の予算編成には、厚生労働省政務三役でしっかり対応した参りたい。」との発言があった。

(6) 本検討会における改革案について

本検討会では、行政刷新会議及び行政事業レビューの評価結果及び生衛業の特性・現状を踏まえ、次の論点について検討を行い、その改革の基本的方向性と改革の具体策をとりまとめた。

①改革の基本的方向性

財政的支援を用いた生衛業の振興にあたっては、今後、以下の基本的考え方に沿って改革を進めるべきである。

○生衛業は、中小零細企業が大部分であるため、生衛法の趣旨（経営の健全化、衛生水準の向上、消費者の利益擁護）を踏まえ、振興と規制が一体となって経営の健全化、衛生水準の向上を図ることが必要。

○行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえ、概算要求の内容について、評価基準や国と県、商工会の機能分担も含めた改革案を検討し、事業内容を見直すことが必要。

②改革の具体策

ア 全国センター、都道府県センターの役割の明確化

(ア) 全国センター

○シンクタンク機能の強化

・本格的な人口減少と高齢化、経済のグローバル化が進行するなか、新たな生衛業のあるべき姿を構築するた

め、調査研究基盤の整備により、専門家の知見を結集し、重要な問題設定をし、政策提言や事業効果の調査を行えるシンクタンク機能を強化すべきである。

○情報提供機能の強化

- ・ サービス改善に資するよう、インターネットメディア等を活用した消費者・事業者への相談、情報提供を図るべきである。

○危機管理、国際化への対応の支援

- ・ 国内民需の低迷を受け、中国・東南アジア等の訪日外国人旅行者を新たな顧客ターゲット層に掲げる事業者が、旅館業、飲食業、公衆浴場業を中心に増加している。
- ・ また、訪日外国人旅行者に対しては、外国語での衛生関連の情報提供や南京虫対策等の新たな衛生問題への対応が生じてきている。
- ・ こうした構造変化に都道府県センターや連合会が各営業者に適切に支援機能が果たせるよう、全国センターの機能強化を図るべきである。

(イ) 都道府県センター

○消費者保護、後継者育成支援への対応強化

- ・ 生衛業は性別・年齢を問わず生活に密着したサービスであるがゆえに、トラブルも多い特性を有していることから、消費者保護に対する相談支援を効果的に実施する仕組みを強化するなど、充実を図るべきである。
- ・ 生衛業の事業者の高齢化や地域の健康・福祉対策の一翼を担うほか、地域における雇用の受け皿となっていることから後継者確保が喫緊の課題であるため、生衛業への就業を促すため、後継者育成支援事業での取り組みを更に促進すべきである。
- ・ 地域の商工会との連携策も検討すべきである。

(ウ) 具体的な補助金の改革

○事業実施団体への直接補助の導入

- a. 従来の全国センターを經由した間接補助を改め、事業実施者（全国センター、都道府県、各連合会・組合）への直接補助に切り替える
- b. 特に中小の団体からの懸念を払拭できるよう、簡明な交付要綱を作成するとともに、自主事業と補助事業の区分経理が図られるようにする

○都道府県センターの経営指導員に適材適所が徹底されるよう、都道府県に要請

- a. 経営や融資について十分に相談助言できる知識・経験
- b. 都道府県OBの斡旋ではなく、知識・経験を評価しての公募

○事業の効率化

- a. 健康・環境対策等の縮減（●●減）
- b. 人件費の効率化
 - ・全国センター：中央指導員・研究員●名→●名
 - ・都道府県センター：成果主義に基づく配分（●%減）

○受益者支援の拡充

- ・直接に事業を実施する連合会・組合への補助の拡充

あわせて、中小の団体からの煩雑な事務負担が増える事への懸念を払拭できるよう簡明な交付要綱を作成するよう留意すべきである。

また、自主事業と補助事業の区分経理が図られるように指導を行うべきである。

イ 評価指標の設定、事業評価の実施

（ア）評価指標の作成

○生衛業に係る政策支援は、国民生活全般との関わりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されている。

○生活衛生関係補助金（以下、「補助金」という。）の事業の実施に当たっては、これまでも、全国センター分については、事業審査委員会を設けて審査を実施し、事業の質の向上に寄与してきた経緯があるが、審査方法や項目が事業毎に異なること、目標設定が不明確であり事業の内容や質、政策目的との関係性が不十分との指摘につながった。また、都道府県センター分は別途、都道府県の申請に基づき厚生労働省で審査してきた経緯があり、一体的、統合的な事業審査と評価が出来ない仕組みとなっていた。

○補助金の事業の実施に当たっては、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に分かりやすく明示し、その達成度をできるだけ客観的に検証することの出来るよう「評価指標」を定め、事業の評価・検証結果を事業に適切に反映することを通じて、戦略的な政策展開を図り、国民生活の質の向上、社会経済の発展に寄与していくことが重要である。

(イ) 審査・実施・評価プロセスの国（透明性の高いプロセス）での一元管理

○事業の採択に偏重しない成果（結果）重視のプロセス

○横並び一律補助を廃したメリハリの利いた採択

(ウ) 厚生労働省に中立的立場の者から構成される「審査・評価委員会（仮称）」の設置

○現状で、全国センター分は全国センターに設置の審査委員会で決定し、都道府県分は厚生労働省で

決定している分立した仕組みを改め、厚生労働省に設置する「審査・評価委員会」で一元的に取り扱う。

- 審査・評価委員会で補助金の仕組みの改革を提言する。(不断の改革)
- 生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築する。

ウ 法の目的（生衛業の振興、公衆衛生）に相応しい仕組みへの改革

○生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築

(ア) 補助事業で実施することが相応しく、実施している事業

- ・ その場合でも、事業の達成目標（終期）が明確か
- ・ 効率性（費用対効果）等が適切であるか

(イ) 本来、補助事業で実施することが相応しいのに、実施できていない事業

- ・ なにが阻害要因になっているか
- ・ 「審査・評価委員会（仮称）」において、生衛業の振興に意欲ある事業者の意見を反映する仕組みを構築する

(ウ) 本来、補助事業で実施することが相応しくない事業

- ・ 不採択、廃止、見直し

(7) 政府案決定（平成23年度）

平成23年度の生活衛生関係補助金に係る予算は、上記の改革を前提として●●●円で決定された。

5. 税 制

(1) 平成23年度生活衛生関係税制改正要望の概要

①生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却の適用期限の延長（法人税）

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末まで2年間延長する。

②公害防止用設備の特別償却制度の延長（所得税、法人税）

公害防止用の特定設備（300万円以上の活性炭吸着装置）の取得に係る特別償却制度の適用期限を平成23年度末まで1年間延長する。

③ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し（固定資産税）

ホテル・旅館の用に係る建物に係る固定資産税評価について、その評価を適正化するため、使用実態に即した見直しを行う。

(2) 税制の適用実績

以下のとおり、いずれも適用実績は僅少

①生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却（法人税）

平成14年度から平成21年度まで実績なし。平成22年度に1件

②公害防止用設備の特別償却制度

平成16年度：82.7%、平成18年度：84.2%、平成20年度：84.2%

(3) 民主党税制改正PT提言

①平成22年11月8日に民主党税制改正PTが取りまとめた「租税特別措置・税負担軽減措置等にかかる重点要望について」の中で、政府に見直しを求める事項として、以下のとおり取り上げられた。

○生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度

国民生活や零細事業者に与える影響を勘案しつつ、必要性及び有効性の観点から見直しを求める

○公害防止用設備に係る特別償却制度

特定業種が受益するものであり、公平性の観点から問題で

ある。また適用実績が僅少であり、必要性及び有効性の観点から見直しを求める。

②平成22年11月30日に民主党税制改正PTが取りまとめた「税制改正主要事項に係る提言」の中で以下のとおり取り上げられた。

○租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し

平成22年11月8日付けで民主党税制改正PTが提言した「租税特別措置・税負担軽減措置等にかかる重点要望について」に基づいた対応を行うべきである。

(4) 政府税制調査会での検討経過

11月13日の0（ゼロ）次査定、11月30日の1次査定において、生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長及び公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長については、いずれも「認められない」との査定があった。

しかし、政府税制調査会の場において、当該税制について、生衛業の特性、環境問題等による有用性が審議され12月3日の2次査定において、償却率等を見直ししたうえで制度の延長が認められることとなった。

また、ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直しについては、平成24年度以降の検討課題とすることとされた。

(5) 税制改正大綱

12月●●日に決定された、平成23年度税制改正大綱において以下のとおり決定した。

○共同利用施設

償却率を見直した上で1年間延長

○公害防止設備

対象施設等を見直した上で1年間延長

○固定資産税

平成24年度以降の検討課題とする。

6. 融資

(1) 生活衛生関係貸付の内容と実績

昭和42年に設立された「環境衛生金融公庫」による生活衛生関係営業者に対する貸付は、平成11年度に国民生活金融公庫との統合により発足した国民生活金融公庫へ引き継がれ、現在は平成20年に発足した株式会社日本政策金融公庫(以下、「日本公庫」という。)へと引き継がれている。

貸付の内容については、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員への設備資金及び運転資金の貸付である「振興事業貸付」の他生衛者全般への設備資金の貸付である「一般貸付」、がある。

平成11年度からの貸付実績について見てみると、平成11年度の2,048億円をピークに年々減少しており、平成21年度には625億円(平成11年度比:30.5%)まで落ち込んでいる。

(2) 減少する生活衛生貸付実績と拡大する資金需要

年々減少する生活衛生貸付であるが、一般貸付の貸付額は、平成13年から平成17年度までは僅かながら減少しているが、平成18年度からは増加に転じ、平成21年度では平成13年度比136%の1,663億円まで増加している。

(3) 株式会社日本政策金融公庫法案等の審議に際しての国会附帯決議

○衆議院内閣委員会附帯決議(平成19年4月24日)【抜粋】

一 新公庫の組織設計・運営に当たっては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成し、専門能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。特に、国民一般のうち生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いこと、また、公衆衛生の向上に資することが求められることから、引き続き、融資目的や業務の態様を踏まえた、きめ細かい対応を図ることにより、生活衛生関係営業者が融資や利便性について不安をもつことのないよう、新公庫の運営に当たって十分配慮すること。

○参議院内閣委員会附帯決議(平成19年5月17日)【抜粋】

三 新公庫の組織設計・運営に当たり、特に、生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いことや公衆衛生の向上に資する事業であることを踏まえ、引き続き、きめ細かい対応が行われるよう、十分に配慮すること。

(4) 政府案決定（平成23年度）

平成23年度の生活衛生貸付の貸付規模（枠）は、●●●●億円となっている。

また、特別利率適用品目として●●●が新たに追加された。

7. 今後の施策の方向性について

(1) 生衛業に係る規制・振興方策の現状と改革の方向性

○事業振興策の課題と改革の方向性

(課題)

- ・生活衛生対策は、生衛法をもとに、公衆衛生の見地から規制面のみならず、振興対策も実施しており、規制と振興の双方の対策の実施により国民生活の安定に寄与してきた。
- ・振興方策のうち税制及び融資制度については、厳しい経済状態、生衛組合非加入事業者の増加、税制・融資の認知度合の低下等を背景として、活用実績が低調となってきている。

(改革の方向性)

- ・生活衛生関係補助金の不断の改革
- ・税制・融資制度の活性化
- ・日本公庫と都道府県生活衛生営業指導センターの連携強化
- ・都道府県生活衛生営業指導センターと保健所の連携強化
- ・都道府県生活衛生営業指導センターと商工会の連携強化

○生衛業者の課題

(課題)

- ・生活衛生同業組合連合会や生活衛生同業組合等の組合組織においては、組合員の高齢化や後継者確保難、新規開業者の組合未加入による組合員の減少などを背景として、組合の組織率が低下してきている。
- ・中小零細の経営規模が多い生衛業者にとって国内市場は依

然として厳しい経営環境にあるため、引き続き、予算・税制・融資を中心とする政策支援を通じた措置を講ずる必要がある。

(改革の方向性)

- ・ 活力ある事業者の育成
 - ・ 税制・融資制度の活性化など政策支援方策の検討
- ・ 魅力ある組合への誘導
 - ・ 組合加入のメリットについての広報強化
 - ・ 組合を通じた公衆衛生対策の周知チャネルの強化

○衛生規制の課題

(課題)

- ・ 住民に身近な対人保健行政が都道府県行政から市町村行政に移行し、保健所が集約・機能強化するなか、生活衛生関係については市町村単位に行政組織がないことから、各営業者との距離感が拡大している。

(改革の方向性)

- ・ 保健所の機能強化
 - ・ 専門的かつ技術的拠点としての機能強化(環境衛生監視員の資質向上等)
- ・ 調査研究の推進
- ・ 情報の共有・管理

(2)「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」での対応

○行政刷新会議の評価結果を踏まえ、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」において「生活衛生関係補助金の改革案」に係る検討を進め、「審査・評価委員会(仮称)」での対応を盛り込んだことを受け、事業評価制度の実施に向けて、「審査・評価委員会(仮称)」の在り方や事業評価の方法などを総合的に検討する場を「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」に設けてはどうか。

○生衛業者が税制及び融資制度等の政策支援制度を活

用して経営の健全化が適切に図れるよう、現状の活用状況を踏まえ、税制及び融資制度に係る活用支援方策の在り方や有効的な制度の在り方などを総合的に検討する場を「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」に設けてはどうか。

(3) 「地域保健対策検討会」での対応

○生衛業が直面する課題に対処するため、第一線で対物保健を実施する保健所の機能強化等の方策を「地域保健対策検討会」で検討してはどうか。

(4) 生衛業に係る規制・振興方策の総合的推進

○規制・振興方策の双方を強化しつつ、連携を強化する仕組みを構築してはどうか。

・規制・振興方策の双方を強化

・ニーズの変化や地域の実情に応じ柔軟かつ機動的な対応ができる規制のあり方や科学的な根拠に基づいた指導方策について検討してはどうか。

・予算・税制・融資の三つを一体的に改革し(「三位一体の改革」)、生活衛生同業組合を中心とした対策の再構築を図ってはどうか。

・規制・振興方策の連携を強化

・都道府県の規制部門との問題意識の共有により、地域保健対策との連携強化を図ってはどうか。

・規制・振興方策の連携を強化するための基盤整備の推進(調査研究の推進、情報の共有・管理)してはどうか。

8. おわりに

本検討会においては、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分け及び行政事業レビュー公開プロセスにおける評価結果を受け、生活衛生関係補助金の在り方や全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センターが今後果たすべき役割等について検討を行い、第1次報告書としてとりまとめた。

今回の報告により、行政刷新会議から指摘のあった効果測定の可能な効果的な補助金制度の在り方や厚生労働省行政事業レビューからの指摘のあった国、自治体、団体等の役割について提言することができた。

本検討会の当初の目的は、政策目的の達成状況が検証可能な補助金の仕組みや全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターの果たすべき役割が中心であったが、検討を進める中で、予算、税制、融資の総合的な振興方策の必要や保健所などによる衛生規制当局と都道府県生活衛生営業指導センターや日本政策金融公庫等の生活衛生関係営業の振興に関わる関係者と生活衛生同業組合との連携強化といった課題について更に検討を進めることが必要との結論に至った。

今後、現在ワーキンググループで取りまとめが進められているクリーニング師研修等事業及び管理美容師・管理美容師指定講習事業の在り方について報告を取りまとめるとともに、予算、税制、融資を通じた新しい振興策の検討を進め、追加的な報告を行うことといたしたい。

生活衛生関係営業の振興に関する検討会構成員

- | | | |
|-----|----|--|
| 青山 | 亨 | 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長 |
| 池田 | 誠 | 東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課長
(全国環境衛生・廃棄物関係課長会会長) |
| 井元 | 弘 | (財)全国生活衛生営業指導センター理事長 |
| 梅田 | 次郎 | (株)日本能率協会コンサルティング・行政経営アドバイザー |
| 大澤 | 元毅 | 国立保健医療科学院建築衛生部長 |
| 大森 | 利夫 | 全国理容生活衛生同業組合連合会理事長 |
| 古座野 | 茂夫 | 厚生労働省行政モニター(元・神奈川県愛川町助役) |
| 武井 | 寿 | 早稲田大学商学学術院教授 |
| 谷本 | 義広 | (財)滋賀県生活衛生営業指導センター専務理事 |
| 飛松 | 純一 | 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
(森・濱田松本法律事務所) |
| 芳賀 | 康浩 | 青山学院大学経営学部教授 |
| ○原田 | 一郎 | 東海大学教養学部教授 |
| 前野 | 春枝 | (社)全国消費生活相談員協会参与 |
| 増田 | 雅暢 | (株)日本政策金融公庫国民生活事業本部生活衛生融資部長 |
| 三根 | 卓司 | 全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長 |
| 山岡 | 真弓 | (財)京都府生活衛生営業指導センター指導部長 |

○：座長 50音順・敬称略

これまでの検討経緯

本検討会は、以下の通り合計●回開催され、生活衛生関係補助金の在り方や全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センターが今後果たすべき役割、クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方等について検討を行った。

第1回（平成22年 9月30日）

事業仕分けの経過、今後の議論の進め方について確認を行った。

第2回（平成22年10月14日）

平成23年度概算要求の確認と、生活衛生関係補助金の事業評価の在り方について議論を行った。

第3回（平成22年11月11日）

関係者からのヒアリングを行い、生活衛生関係補助金の改革案について議論を行った。

第4回（平成22年11月25日）

関係者からのヒアリングを実施するとともに、生活衛生関係補助金の改革案、クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方について議論を行った。

第5回（平成22年12月 9日）

生活衛生関係営業の振興に関する検討会報告書骨子案、ワーキンググループの設置について議論を行った。

第6回以降 未定